

屋外広告物等自主点検結果確認書【様式第1号の2】の管理者とは

近年では、広告物の大型化や都市の過密化などに伴い、広告物による事故の可能性が大きくなっています。

このような背景から広告物の適正な管理と安全性の向上を図るため、下記の許可を受ける広告物のうち上端の高さが地上から4mを超えるものである場合には、専門知識を有する者にその広告物の管理をしていただくことが義務づけられています。

屋外広告物等自主点検結果確認書【様式第1号の2】は管理者が記入してください。

記

- ・ 新たに許可申請する場合で、既に設置されている広告板等に広告物を表示することになった場合
- ・ 許可期間を更新する場合
- ・ 提出物件自体の規模等を変更する場合

※ 専門知識を有する者（管理者）とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

- (1) 知事に屋外広告物業の登録をした者
- (2) 埼玉県が開催する屋外広告物の講習会を終了した者
- (3) 他の都道府県、指定都市又は中核都市で開催する屋外広告物の講習会を終了した者
- (4) 屋外広告士
- (5) 屋外広告物法に基づく登録試験機関が行った試験に合格した者
- (6) 職業能力開発促進
 - ア 広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許を受けた者
 - イ 広告美術仕上げに係る技能検定に合格した者
 - ウ 広告美術仕上げに係る職業訓練を終了した者
- (7) 知事が、講習会の修了者と同等以上の知識を有するものと認定した者

【様式第1号の2】記載説明

1 屋外広告物の概要

屋外広告物等許可申請書（許可更新・変更改造含む）は、複数の申請書を1度に提出することがあります。

したがって、管理者がどの物件について確認を行った結果なのか、明確にする必要があります。

① 種類

② 設置場所

③ 規模

○ 表示面積

○ 地上から上端までの高さ（管理者が「資格のある者」である必要の有無を確認します）

④ 設置年月日

○ 屋外広告物

現在ある広告物の表示年月日

※ 新規許可申請の場合には、表示前に申請するため空欄になります。

○ 屋外広告物を掲出する物件

広告塔・広告板等自体の設置年月日

2 点検結果

点検結果については、管理者がその確認を行います。

① 点検年月日

② 点検項目

③ 改善年月日

※ ②において、異常があった場合には③の記入が必要です。

(参考)

埼玉県屋外広告物条例（抜粋）

第14条 広告物を表示し、又は広告物を掲出する物件を設置するものは（管理する者を置かれているときはその者）は、これらに関し補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

2 この条例の規定による許可に係る広告物又は広告物を掲出する物件で規則で定める基準を超えるものを表示し、又は設置する者は、これらを管理するものを置かななければならない。

→規則第10条の3

条例第14条2項に規定する規則で定める基準は、上端の高さが地上4メートル以下であることとする。

3 前項の管理する者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 第23条第1項に規定する屋外広告物業の届出をした者

(2) 第24条第1項に規定する講習会を終了した者

(3) 第25条第各号に掲げる者

※ 設置者（申請者）は、管理者を変更した場合には、その旨を届出する義務があります。